

○令和2年度第2回周防大島町男女共同参画審議会

日時：令和3年2月9日（火）14：00～

場所：しまとぴあスカイセンター大ホール

出席者：谷口智隆会長、中元みどり副会長、川口太委員、中川利之委員、藤井勉委員、井川隆之委員、西岡幸子委員、吉兼和子委員、竹本よし江委員、柳澤裕実委員

事務局：岡本義雄政策企画課長、木嶋勇人同地域支援班長、濱田真同主任

委託業者（サーベイリサーチセンター）

（事務局長）

私は事務局をさせていただきます。政策企画課の岡本と申します。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いいたします。

（谷口会長）

こんにちは。第2回目の周防大島町男女共同参画審議会ということでございますが、前回、骨子案の協議を皆様いただきました。それを基に本日事務局の方で男女共同参画プランの素案ということで、作成の方いただいております。本日は、これに基づいて皆様方から活発なご意見等いただきながら協議を進めて参りたいと思っております。

その後、これをもってパブリックコメント、それから改正案の協議とつなげていきたいと思っておりますので、本日も活発なご意見の方、よろしくお願いいたします。

（事務局長）

ありがとうございました。なお、本日は策定業務に係る株式会社サーベイリサーチセンターから、事務局職員として同席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認でございます。本日の男女共同参画プランの素案がお手元にない場合は、お知らせください。こちらに用意もございます。

それでは、議事に入らせてもらいます。なお、男女共同参画審議会設置要綱第7条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会長に以降の議事進行をお願いいたします。

（谷口会長）

はい。それでは協議事項に入っていきたいと思っております。大変失礼でございますが、着座にて進めさせていただきます。早速ではございますけど、（1）の、すおうおおしま男女共同参画プラン（素案）についてということで、事務局の方からご説明をお願いいたします。

（委託業者）

失礼いたします。サーベイリサーチセンターの三村でございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、失礼いたしまして座って説明させていただきます。

では、皆様、素案の目次をお開きになってください。計画の素案全体の構成についてご説明いたします。

まず、第1章、計画の策定に当たっては、計画策定の背景や位置付け、国の動向等について記載しております。第2章、周防大島町の現状は、男女共同参画に関する統計データの整理や現計画での町の取り組みを記載しております。第3章、計画の基本的な考え方では、計画の基本理念、基本目標、体系を記載しております。第4章、計画の取り組みは、第3章に記載した基本目標、体系に沿った具体的な取り組みを記載しております。次のページ、第5章、計画の推進は、計画の推進体系や計画の進行管理等について記載しております。第1章から第3章までは、前回の会議で説明いたしましたので、本日はポイントのみご説明いたしまして、第4章からの具体的な取り組み、推進について、主にご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。この計画の位置付けですが、この計画は、男女共同参画

社会基本法、DV防止法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画です。また、上位計画にある、第2次、上位計画に当たる第2次周防大島町総合計画、昨年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画や、現在作成中である、第5次山口県男女共同参画基本計画と整合性を図り、作成するものです。計画の期間は令和3年度から平成7年度までの5年間になります。

では、次に7ページをお開きください。この2章には、人口減少、少子高齢が進む中で、家族形態も変化しているような状況を統計データでまとめております。そのような形で持続可能な地域社会を作る上でも、男女がともに活躍することが重要となっています。

では、次に17ページにお進みください。計画の基本理念についてです。計画の基本理念は、これまでの基本理念を踏襲し、住民一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って生きることができ、また、男女が自らの意思によって、あらゆる場面で活躍し、自分らしく輝く社会を目指し、ともに輝き、みんなが活躍するまち周防大島町を目指す将来像として、みんなの輝きと活躍を町の元気に結びます。このことを、基本理念といたしまして、20ページをお開きください。計画は、この体系図のとおり、3つの基本目標と9の重点項目に沿って取り組みを進めて参ります。

では、21ページにお進みください。こちらからが、先ほどの計画の体系に沿った計画の取り組みになって参ります。基本目標1、あらゆる分野における男女の活躍の推進の、重点項目1、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大についてです。国においては、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行され、第5次男女共同参画基本計画においては、2020年の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるように目指すこととされています。町の方針決定過程における女性の参画は進みつつありますが、国の目指す30%には達していない状況です。22ページの下グラフをご覧ください。住民意識調査では、政治・経済活動の中における男女の地位が平等と回答した人の割合が、19.4%にとどまっています。次に、24ページにお進みください。こちらが今後の取り組みになります。取り込みといたしまして、審議会等の委員への女性の参画や、町職員における女性の管理職の登用を推進し、町政における女性の参画を拡大いたします。また、事業所、地域活動などの方針決定の場における女性の参画を促進するために、ポスターの掲示や啓発資料の配布等により、啓発を行って参ります。また、24ページの下をご覧ください。重点項目ごとに評価の指標を設定いたしました。指標としまして、住民意識調査で、政治・経済活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合を25%と、5ポイント程度上げることが目標とします。また、町の審議会委員の女性の占める割合を30%、それから女性委員のいない審議会の数を減少させること、町職員の管理職のうち、女性の占める割合を15%とすることを目標といたします。

では、次に25ページにお進みください。重点項目2、女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現の推進についてです。働きたい人がその能力を發揮できる環境づくりは、地域の社会経済の活力の向上の観点からも、重要な意義を持ちます。女性の労働力率が出産の時期である、年齢層で落ち込むM字カーブの問題は、本町においても解消されつつありますが、26ページの上のグラフですが、住民意識調査の結果では、就職の機会や職場における男女の地位について、平等と回答した人の割合は、前回より上がりましたが、31.6%となっております。また、新型コロナウイルスの感染症の流行等の非常時に女性がより職を失いやすいことへの懸念や、外出自粛期間中に家庭における責任もより多く女性が担う状況も問題となっています。次に、27ページにお進みください。取り組みといたしまして、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所・住民への啓発、また、子ども・子育て支援の充実、介護サービスの充実を図ります。28ページです。男女均等な雇用機会確保のための啓発、マタニティハラスメントに関する啓発等を推進します。また、女性が様々な分野に積極的に自ら参画するために必要な能力をつけ、發揮できるよう、生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、県が中心となって実施する各種講演会、イベントの情報提供の充実を図ります。評価指標といたしまして、住民意識調査で、就職の機会や職

場における男女の地位が平等であると思う人の割合を 37.0%と、5ポイント程度上げること为目标といたします。また、保育所、放課後児童クラブの待機児童を引き続きゼロとすること、育児休業を取得した経験がある男性の割合を 10%とすること为目标といたします。

次に、29 ページにお進みください。家庭生活における男女共同参画の推進についてです。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男性が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にも繋がります。下のグラフを見ますと、住民意識調査の結果では、家庭生活の中における男女の地位について、平等と回答した人の割合は 27.6%となっています。また、30 ページのグラフ、家庭における役割分担について、多くの家事で妻が中心である割合が高くなっています。31 ページにお進みください。取り組みといたしまして、男性が積極的に家事・育児等に参画するよう啓発を行います。また、保育所・学校を通して、家庭における男女共同参画の重要性に関する啓発を推進します。評価指標として、アンケートで、家庭生活における男女の地位が平等だと思う人の割合を 33%と、5ポイント程度上げること目標とします。

次に、32 ページにお進みください。重点項目 4 の地域における男女共同参画の推進についてです。活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、新たな視点の導入や、多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会をつくる必要があります。33 ページのグラフ、住民意識調査の結果では、地域活動における男女の地位について、平等と回答した人の割合は、前回より上がりましたが、33.7%となっています。また、上の表ですが、町内の自治会長に占める女性の割合は上昇しつつありますが、令和 2 年 4 月 1 日現在 6.8%です。取り組みといたしまして、自治会や地域活動において方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発、性別による固定的役割分担意識を解消するための啓発を行います。また、(2) の移住・定住促進事業については、今の計画では女性活躍に関する項目に位置付けていましたが、今回の計画では、地域における男女共同参画の推進に位置付けました。次に 34 ページです。農山漁村における女性が働きやすい環境の整備としまして、農林水産業等の運営に女性の視点が活かされるよう、方針決定過程への参画促進のための啓発を行います。評価指標として、住民意識調査で、地域活動の場における男女の地位が平等だと思う人の割合を 39%と、5ポイント程度上げること为目标とします。また、自治会長における女性の割合を 12%とすること为目标とします。

では、次に 35 ページです。基本目標 2 の、安心・安全な生活環境の実現の、重点項目 5、男女間におけるあらゆる暴力の根絶についてです。性犯罪・性暴力、配偶者からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは、引き続き深刻な社会問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化も懸念されています。36 ページの上のグラフですが、住民意識調査の結果では、配偶者や恋人などのパートナーから暴力行為を受けた経験が何度もあった、1、2 度あったと回答した人の割合は、身体的暴力の経験が 15.8%、心理的攻撃の経験が 14.8%。性的強要の経験が 7.6%となっています。37 ページにお進みください。取り組みといたしまして、DV、デートDV、セクシャルハラスメントを防止するための啓発を行います。また、県や関係機関と連携を強化し、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。次に、38 ページへお進みください。関係部署、関係機関等と連携を強化し、DV被害の早期発見、適切な保護、自立支援等、DV対策の充実を図ります。評価指標といたしまして、住民意識調査で、身体的・心理的・性的な暴力を受けた経験のある人の割合を低くすること为目标とします。また、次回住民意識調査で、男女間の暴力に関する相談窓口を知っているかという項目を設置いたしまして、知っている住民の割合を 50%とすること为目标といたします。

では、39 ページにお進みください。重点項目 6、男女共同参画の視点に立った困難な状況にある人への支援についてです。女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困と生活上の困難に陥りやすい状況があります。また、新型コロナウイルスの感染、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会的に弱い立場にある人に、より深い影響をもたら

している状況があります。さらに、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。40 ページにお進みください。取り組みといたしまして、関係課と連携を図り、生活困窮者自立支援制度の推進、ひとり親家庭の自立支援の充実など、貧困等生活上の困難に対する支援を推進します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進、それから障害のある人の自立支援の推進など、高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせる環境整備を推進いたします。41 ページ、評価資料といたしまして、総合計画策定のためのアンケート調査で、高齢者福祉、障害者福祉に関する町の取り組みについて、満足と回答した人の割合を上げることが目標といたします。

次に、42 ページにお進みください。重点項目 7、生涯を通じた女性の健康支援についてです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。また、人生 100 年時代について、身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のための取り組みが重要です。取り組みといたしまして、健康診査、がん検診等の充実、生活習慣の改善に向けた取り組みの推進など、生涯を通じた男女の健康支援を推進いたします。43 ページ、健診・相談の充実など、妊娠出産期における健康管理の支援を推進いたします。評価指標といたしまして、健康寿命を延伸すること。特定健康診査・がん検診の受診率の向上、受診率を上げることが目標といたします。また、妊婦健診・産婦健診の受診率 100% を目標といたします。

次に、44 ページにお進みください。重点項目 8、防災における男女共同参画の推進についてです。こちらは、以前は、地域における男女共同参画の推進、今の計画では、地域における男女共同参画の推進の一つの政策項目になっておりましたが、今回は重点項目 8 としております。近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災、減災、災害に強い社会の実現にとって重要です。取り組みといたしまして、防災に関する方針決定過程の場や、消防団、自主防災組織への女性の参画を促進することで、女性の視点を生かした地域防災活動を推進します。また、男女共同参画等多様な視点に配慮した、避難所運営を促進します。評価指標としまして、消防団における女性団員数を、現在の 5 人から、10 人にすることを目標とします。

次に、46 ページにお進みください。基本目標 3、男女共同参画の実現に向けた意識づくりの推進の重点項目 9、男女共同参画の理解を深める教育・啓発の推進についてです。男女共同参画を推進する様々な取り組みが進められており、法制度の整備が進んできていますが、46 ページの下のグラフですが、住民意識調査の結果では、社会通念、慣習、しきたりなどにおける女性の地位が平等と回答した人の割合は 15.8% と低くなっています。一方、47 ページの上のグラフですが、学校教育の場における男女の地位、地位が平等であると回答した人は 50.5% と他の項目より高くなっています。また、23 ページに戻りますが、男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことについて、女性、男性の様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めることと回答した人の割合が 55.6%、女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ることが 41.8%、子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えることが、38.3% と上位となっています。では 47 ページに戻ってください。取り組みといたしまして、男女共同参画社会づくりに関する講演会・講座の開催、広報等への記事の掲載、学校などにおける男女平等教育・学習の推進などによって、男女共同参画について理解を深めるための、教育・啓発の推進を行います。48 ページです。また、性的マイノリティに関する理解を促進するための啓発等を推進いたします。さらに、SDGs 等の国際的な男女共同参画の取り組みに関する情報を収集し、啓発を行うとともに、男女共同参画について国際的視野に立って推進いたします。49 ページです。評価指標としまして、住民意識調査で、社会通念、

慣習、しきたりなどにおける男女の地位が平等だと思ふ人の割合を 21%、教育の場における男女の地位が平等だと思ふ人の割合を 56%と、それぞれ 5 ポイント程度上げることが目標とします。また、性別役割分担意識について賛成する人の割合を低くすること、さらに、男女共同参画に関する講座等の実施や広報による啓発の実施を目標といたします。

最後に、50 ページへお進みください。計画の推進体制についてです。町の職員、一人ひとりには男女共同参画の視点に立つとともに、各部局が情報の共有化と連携の強化を図り、施策を総合的かつ計画的に推進いたします。また、周防大島町男女共同参画審議会の機能の充実を図るとともに、住民の幅広い意見が審議会に反映されるよう努めます。さらに、本計画の進行管理にあたっては、周防大島町男女共同参画審議会に施策の進捗状況を報告し、評価を行うとともに、町のホームページなどを通じて町民に発表します。以上で説明を終わります。

(谷口会長)

はい。ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、委員の皆さま方から何かご質問等ございませんでしょうか。

(藤井委員)

山口銀行の藤井でございます。目標値の方、基本的に 5 ポイントとか掲げられてるんですけど、最終的な目標は、いつまでにこれぐらいをやるために、今年度の目標はこれ位をやるというような、将来像というか、どこまでもって行きたいのかということとあるところがあって、その中で、あと 10 年なら 10 年、20 年なら 20 年で、このレベルにもって行くのであれば、最低でもこれ位上げていかないかというような、そちらの方がいいのではないかな。それぞれ目標ってというのが多分あると思うのですが。やはり、逆の立場で言うと、多分この根拠はなかなか示しにくいところがあるのですが、この辺をカバーするためにも、将来は 50%、議員さんの数にしても、それ位であったら、それに追い付こうと思えばこれ位であるとか。それと、国の目標率とか、いつまでにどれ位にもって行くっていうのは多分、それぞれあると思うので、そういったものを目指すために、最低でもこの位の数字で今回の 5 年間記載した方がよかったのかなと。次回、5 年後になりますか、将来最終的な到達点を目指すことが大切、ということと説明されたらいいのではないかと感じました。私の方からは以上です。

(谷口会長)

はい。

(委託業者)

失礼いたします。今回の計画期間が 5 年後ということで、その目標を今回作っているのですが、今のご意見を踏まえまして、5 年後、次回の根拠となるものもしっかり整理させていただくとともに、その他の計画、国が 2020 年代の早い時期で 30%と指導的地位の女性を、としていますので、それに届かないものは、ちゃんと周防大島町さんはいつまでに、30%にするのか、そういった将来を見越した目標設定について、第 1 の根拠となるものを整理させていただきたいと思えます。

(谷口会長)

はい。よろしいでしょうか。

(藤井委員)

はい。

(谷口会長)

はい、その他、何かございませんでしょうか。

私から一つよろしいですか。28 ページの、ポジティブ・アクションの推進というところなのですが。私もこの言葉を聞いて調べてみたりしたのですが、企業側の立場から、話させていただくと、今山口県がやっているこの「誰もが活躍できる山口の企業」というこの取り組み自体を知らない企業さんは非常に多いのではないかなと思います。今、町の中で消防団協力事業所って

うのを周防大島町でやっていると思います。プレートみたいなものを協力事業所に配布して、うちのJA山口県も一応協力企業ということで、プレートを置かせていただいているのですが、そういうものがあるとわかりやすい。だから、「ポジティブ・アクション推進事業所」みたいな格好で広く、ぱっとアピールすると、企業の方でもやはり、女性の立場の向上を目指していかねばいけないとか、男女共同参画を目指していかねばいけないとか、そういうところを意識するようになっていくのではないかと思います。ここに情報提供を行いますと書いてありますが、具体的にどのような形でやるのか、ということと、今言ったように、認知度を上げていく努力をしていった方がいいのではないかと思いますので、お願いみたいな格好になるのですが。以上です。

他に、皆様方から何かございませんか。よろしいですか。ご意見ございませんか。この場で思いつかないということもありましたら、また後日事務局の方へ話していただいても助かりますので。思ったときに言っていただけたらと思います。本日の協議事項としては今の素案の協議で終了となります。

で、(2)のその他ということで、事務局の方からお話があるということなので、よろしく願いいたします。

(事務局員)

はい。事務局よりお伝えします。今後のこの男女共同参画プランの日程なのですが、この後、パブリックコメントを実施いたしまして、3月の中頃にもう1回、パブリックコメントを反映した形での素案ということでお示しをさせていただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、この度の報酬等で指定口座振込が変わられたりとか、こちらも口座でよいという方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせください。事務局から以上です。

(中元副会長)

ちょっとよろしいでしょうか。今日ご説明いただいた訳ですけれども、こういう形で計画としてできてくる訳ですよ。それで、やはり自分たちの意識を高めるといふか、自分の理解を深めるといふ意味でも、私たちも学んでいかなければいけないと思うし、そういった研修会などを通じて理解を深めていかなければいけないと思うのです。学ぶということをしっかりやって、その目標にできるだけ近づけるようにしていかなければいけないと思いますので、しっかりPRをして継続していただければと思います。

(事務局長)

ありがとうございます。検討して参ります。

(谷口会長)

はい。中元副会長、ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、改めまして本日の会議、これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。